

内閣総理大臣 小泉純一郎 様

## 靖国神社参拝への抗議と日本の軍事化を憂慮する共同声明

戦後60年を迎えた今日、日本は猛スピードで「戦争のできる国」に、そして「戦争をする国」に変質しようとしています。日本のキリスト者は、日本が過去に犯したアジア諸国への侵略戦争の罪責を悔い改めて、日本の国が憲法に明記されている平和主義、国民主権、基本的人権の尊重に堅く立つことを願って、神の宣教に参加し、活動をして参りました。ところが、小泉首相は、私どものその願いを踏みにじり、就任後の2001年8月13日に靖国神社に参拝して以来、毎年1回の同神社参拝を繰り返しています。また、このたびは、5度目の参拝を10月17日に強行しました。首相の靖国神社参拝は、アジア・太平洋戦争において2千万余の人々の命を奪った歴史を無視し、戦争被害者の苦痛を増幅させるものであります。さらに、首相の靖国神社参拝は、アジアの人々に不信感を抱かせ、日本の国に住む者が長年かけて築いてきたアジアの人々との和解と友好の営みを瓦解させるものとなります。

大阪高等裁判所は、去る9月30日に、小泉首相の靖国神社参拝について、憲法第20条の禁じる宗教的活動に当たると認めました。大阪高裁の原告には、台湾の戦没者の遺族116名が含まれています。彼らは「日本の植民地支配で被害を被っており、戦前日本の精神的支柱である靖国神社への首相の参拝で苦痛を受けた」と訴えました。韓国においても、戦時下、朝鮮総督統治下において、日本の植民地支配の圧政に抗して、獄死・殉教した被害者の遺族が、現在でも、数多く生きています。

私たち、日韓のキリスト者は、このような明確な違憲判決が出されているにも関わらず、小泉首相が靖国参拝を強行したことに対して厳重に抗議いたします。また、過去の加害を美化する教科書の検定通過、憲法9条を改訂しようとする日本の現在の状況は、60年前の恐ろしい日本に逆戻りすることを想起させます。戦後、「悔い改め」の証として誕生した平和憲法は、過去に被害を受けたアジアの人々にとって、日本が2度と「戦争をする国」にならないための、大きな歯止めでした。小泉首相は、加害者は忘れても被害者は忘れられないというアジアの人々の感情を理解し、善隣友好の明るい未来と平和構築のために、指導力を発揮されることを要望いたします。

2005年11月17日

日韓キリスト教議員連盟との懇談会に参席した参加者一同  
韓国キリスト教教会協議会（KNCC）総幹事 白道雄  
日本キリスト教協議会（NCCJ）総幹事 山本俊正  
在日大韓基督教会（KCCJ）総幹事 朴寿吉  
日韓キリスト教議員連盟 日本代表 土肥隆一  
日韓キリスト教議員連盟 韓国代表 金泳鎮